

生徒心得

東浦中学校の生徒としての自覚と責任をもち、自己成長のため、また伝統ある東浦中学校をより立派な学校にするために、自分で判断し、行動しよう。

1 よりよい学校生活のために

校則の理由：①安心・安全 ②学習活動の効率 ③経済的負担の軽減 ④中学生らしさ

「清楚」：すっきりと清らか 「清潔」：よごれが無くきれい 「華美でないもの」：大きなプリントや柄がない

(1) 服 装

【標準型制服】：学ラン，セーラー服，ブレザーを標準型制服とする。

- ・ベルトは黒，紺，茶等の華美でないものとする。
- ・夏服は，指定の白のカッターシャツまたは白・黒・紺の無地のポロシャツとする。
- ・スカートの丈はひざがかくれるようにする。
- ・衣替えは自分で判断する。
- ・靴下は白・黒・紺等の華美でないものとする。
- ・制服の下は，白・黒・紺・茶・ベージュ系統の華美でないものとする。

【寒さ対策】

- ・上着は華美でないものとする。
- ・黒とベージュのタイツ，ストッキングや，手袋，ネックウォーマー等は必要に応じて使用してもよい。
※上着，手袋，ネックウォーマー等は，教室に入ったら外す。
- ・授業中の防寒対策として，制服の上からジャージを着用してもよい。また，ジャージや防寒着を膝掛けとして使用してもよい。
- ・セーターやベスト等は白・黒・紺・茶・ベージュ系統の華美でないものとする。

(2) 頭 髪

- ・正面から見たときに顔の表情が見えるよう，目にかからないようにする。
- ・髪は結べる長さになったら，学校生活の邪魔にならないように結んでおく。
- ・髪をとめるピン（小さいもの），ゴムは黒・紺・茶系統を使用する。
- ・おしゃれを目的として，髪を脱色したり染めたり，加工したりしない。
- ・おしゃれを目的として，眉毛を剃らない。剃り込みをいれない。
- ・奇抜な髪型や，派手な刈り込みはしない。

(3) 靴・カバン

- ・靴は高価でなく，ローカットの運動靴を使用する。
- ・カバンや筆箱にキーホルダーなどのアクセサリはつけない。

(4) 式・集会

- ・それぞれの制服に合わせた着こなしを心がける。
- ・制服の胸ポケットは空にしておく。
- ・定期テストや校外学習の場でも上記の内容（TPO）を意識する。

(5) その他

- ・学習に不必要なものやハサミ等の刃物類は持ってこない。
- ・化粧をしたり、アイプチやピアスなどの装飾品を身に付けたりしない。
- ・制汗スプレーやリップクリーム、日焼け止めクリーム等は、場に応じた使い方を考え、無色・無香料に限る。

(6) 登 校

- ・余裕をもって登校し、教室と廊下の換気を行う。
- ・8時25分の入室を目安とし、8時30分に朝のS Tを開始する。
- ・8時30分のチャイムに着席していない場合は遅刻とする。
- ・朝のS T後に遅刻した場合は、職員室に寄り、学年の先生に報告する。

(7) 授業・放課

- ・授業規律（あいさつ・返事・整理整頓等）を守り、主体的に参加する。
- ・物の貸し借りをしない。また、他の教室、他学年の階、ベランダに入らない。
- ・保健室への体調不良者の付き添いは、放課中であれば、保健委員か学級三役のどちらか1名とする。授業中であれば、原則教員とする。
- ・移動教室の際は、教室環境を整える。

2 通 学

(1) 徒歩通学者、自転車通学者ともに交通ルール・マナーを守る。

(2) 自転車通学者は、原則として、藤江・生路小学校区（一部片葩・石浜西小学校区）の自転車保険加入済みの希望者とする。自転車通学許可願いを提出し、ステッカーを自転車につける。

<自転車通学規定>

- ・並列走行しない。（左側一列で走行する）
- ・止まれの標識では、足をつく。
- ・自転車は軽車両扱い（バイクと同等）であるので、十分に気を付けて走行する。
- ・登下校において、必ずヘルメットを着用し、あごひもをしめる。
- ・通学用自転車規定を守った自転車に乗る。
- ・自転車通学許可ステッカーが貼ってある自転車に乗る。
- ・校内では自転車を降りて歩き、指定の自転車置き場におく。
- ・自転車にカギをかけ、教室へ持っていく。ヘルメットはカギにかけて荷台に置いてよい。
- ・荷物は、ゴムひも等を使い、荷台に縛る。

<通学用自転車規定>

- ・普通型（変型ハンドル・荷台の変形・片足スタンドではないもの）で色指定はなし。
- ・ベル・ブレーキ・カギ・反射鏡・前照灯が常備してある。
- ・かごは前のみとし、後部に荷台をつける。
- ・両足のつま先が地面につく高さ。
- ・チェーンに緩みがなく、タイヤの空気が入っている。
- ・ハンドルやサドルは固定されており、身体のサイズに合っている。

3 諸 届

- (1) 欠席, 遅刻, 早退などの連絡は保護者が8:20までにテトル等で連絡する。
- (2) 忌引きの日数は次のとおりとする。
父 母 7日間 兄弟姉妹 3日間 祖父母 3日間
叔父叔母 1日間 曾祖父母 1日間
- (3) 学割を要する旅行をする場合は学割証申込書(下記参照)を担任に提出する。
- (4) アルバイトは原則として認めない。ただし, やむをえない事情がある場合は学校長の許可を受けた場合に限り行うことができる。
- (5) ガラス等の校内備品, 公共物を破損した生徒は速やかに破損届を担任に提出する。理由によっては弁償となる。

| | |
|-----|--|
| No. | |
|-----|--|

学 割 証 申 込 書

| | |
|------|--|
| (決裁) | |
| 校長印 | |

令和 年 月 日

東浦町立東浦中学校長 殿

第 学年 組 番 氏名 (歳)

保護者氏名

下記のとおり旅行をしたいので, 学割証を発行してください。

記

- (1) 行 先 方面 片道・往復 (km)
- (2) 用 件 のため
- (3) 日 程 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- (4) 必要枚数 枚

学級担任氏名

※ 1週間程度前までに提出してください

4 その他

(1) 落とし物

- ・落とし物は、職員室前廊下のガラスケースに保管してある。
- ・自分の落とし物があった場合は、学年か職員室の先生に申し出てからひきとる。
- ・学期ごとに落とし物の整頓をする。(申し出がないものについては、破棄する。)

(2) 貸出物品一覧と返却方法

| 貸出物品 | 返却方法 |
|-------|-----------------------|
| リボン | その日に返却 |
| 靴下 | 洗って返却 |
| 上靴 | その日に返却 |
| 制服 | 必要に応じてクリーニング等に出してから返却 |
| ベルト | 後日返却 |
| ヘルメット | |
| 荷ひも | |

※貸出物品は、すべて第2相談室で管理する。

※貸出、返却する際は、「貸出簿」に記帳をする。

(3) 購入物品一覧と購入方法

| 購入できる物品 | 値段(税込) ※変更の可能性あり | 注文方法 |
|----------|---------------------|----------------|
| 制服ボタン(大) | 60円 | お金を持参し、担任に申し出る |
| (小) | 60円 | |
| (裏ボタン) | 10円 | |
| 自転車ステッカー | 100円 | |